

7 利用目的の特定とその取扱いは？

個人情報取扱事業者は、個人情報取扱いの利用目的をできる限り特定しなければなりません。また、個人情報は、明らかにした利用目的の範囲内でのみ取扱うことができ、目的以外の利用をしたいときは、改めて本人に同意を得なければなりません。

【例外（改めて本人に同意を得なくてもよい場合）】

- ・ DMの方法を変更する場合（郵送から電子メールへ変更など） etc…
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護に必要で、本人の同意の取得が困難な場合
- ・ 公衆衛生上又は児童の健全な育成推進に特に必要で、本人の同意の取得が困難な場合
- ・ 国の機関や地方公共団体等が法令上の事務を遂行するために協力が必要で、本人の同意の取得が事務遂行に支障となる場合

【利用目的の通知・公表の方法】

<通知の方法>

- ・ 電話
- ・ 電子メール
- ・ 郵便
- ・ 直接対面

<公表の方法>

- ・ Web 画面上
- ・ パンフレットの配布
- ・ 書面の掲示又は備付け